

令和4年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月2日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	8番	飯 田 雅 広	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	7番	伊 藤 俊 一		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療 課長	不破 生美
		次長兼 子ども 課長	舘林 久美	介護支援 課長	後藤 雅幸
	産建設業部	部長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	森 実央		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光	下水道 課長	浅井 修
	消防本部	消防長	黒川 康治	次長兼 総務課長	高塚 克己
	教育委員会 事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬
委員長及び 委員	監査委員	西尾 重義			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録 署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	5番	板倉 浩幸	6番	黒川 勝好	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について
- 日程第5 請願第1号 「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書
- 日程第6 同意第2号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第40号 表彰について
- 日程第10 議案第41号 蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 蟹江町消防団設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
- 日程第14 議案第45号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第46号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第47号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第48号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第49号 令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号 令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 認定第1号 令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第2号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第3号 令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第4号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第5号 令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第6号 令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第7号 令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第27 認定第8号 令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

- 追加日程第28 同意第2号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第29 同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第30 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第31 議案第44号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
- 追加日程第32 議案第45号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和4年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、皆様には円滑な議会運営にご協力をいただいておりますこと、感謝申し上げます。

愛知県におきましては、感染症第7波の状況を踏まえ、B A. 5対策強化宣言が9月30日までに再延長された状況となっております。蟹江町内の感染者状況も住民全体の10%を優に超えている感染状況となっております。

蟹江町議会9月定例会を開催するにあたり、感染拡大防止措置として、飛沫拡散防止、消毒、換気、ソーシャルディスタンスの保持など、対策を継続してまいります。議員、理事者の方々には、議事進行における時間の短縮を心がけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、一般質問などの議員の交代時や職員の入れ替えの際には、暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆様には、議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆様にお願いがございます。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

今日は伊藤俊一議員が体調不良のため、欠席の届けが出ておりますので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名いたします。

ここで、去る8月26日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇いただきますようお願いいたします。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

おはようございます。

それでは、去る8月26日に開きました9月定例会における第1回の議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1、会期の決定についてです。

令和4年9月2日金曜日から9月27日火曜日までの26日間です。

2、議事日程についてです。

9月2日金曜日午前9時、議案上程、付託、精読。人事・先議案件、審議、採決。同意第2号から同意第4号まで、議案第44号、議案第45号になります。その後、全員協議会、そして議員総会を開催します。

6日火曜日午前9時、2日に終了または開催できなかった場合です。

8日木曜日午前9時より総務民生常任委員会、付託事件審査、請願第1号、議案第40号から第42号までです。その後、所管事務調査、議会報告会の打ち合わせ。

そして、午後1時30分より防災建設常任委員会、付託事件審査、議案第43号です。その後、所管事務調査としまして、議会報告会の打ち合わせを行います。

そして、14日水曜日午前9時より一般質問。

終了後、議会広報編集委員会、11月1日発行号の割り付け等です。

その後、議会運営委員会、意見書等の取りまとめを行います。

15日木曜日ですが、午前9時より、14日に終了または開催できなかった場合です。

21日水曜日午前9時より決算審査。

そして、22日木曜日午前9時、21日に終了できなかった場合です。

27日火曜日午前9時より委員長報告、議案審議、採決、閉会となります。

次に、3の請願書の取り扱いについてです。

「「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書について」は、本会議上程後、総務民生常任委員会へ付託します。

4の人事案件についてです。

(1) 同意第2号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

(2) 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

(3) 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

以上3案件は、初日に追加日程により審議、採決する。

5、先議案件について。

(1) 議案第44号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」。

(2) 議案第45号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」。

以上2案件は、初日に追加日程により審議、採決する。

なお、議案第45号については、議案上程後に暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、内容についての説明を受け、その後、本会議を再開します。

6、総務民生常任委員会、所管事務調査について。

9月8日木曜日、付託事件審査終了後、議会報告会における報告内容についての打ち合わせを行います。

7、防災建設常任委員会、所管事務調査について。

9月8日木曜日、付託事件審査終了後、議会報告会における報告内容についての打ち合わせを行います。

8、一般質問について。

通告書様式により質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告する。答弁を求める者についても通告書に記載されたい。

質問数については制限しないが、新型コロナウイルス感染症対応として、1人1問のご協力をお願いします。

質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出する。質問当日にパネル等を使用する議員は、あらかじめ分かっていたら通告書にその旨を記載する。

9、決算審査についてです。

審査の方法は、先例により行う。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までとする。

(2) 歳出の質疑は、款ごとに1人3回までとする。

(3) 特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までとする。

10、意見書等について。

6月定例会から継続審議となっていた(1)及び(2)と、6月定例会以降に提出された(3)ないし(5)の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議する。

(1) 保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書。

(2) 地方財政の拡充を求める意見書。

(3) 中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書。

(4) 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

(5) 国の私学助成の拡充に関する意見書。

11、その他。

(1) 議会報告会について。

議員総会を定例会初日の全員協議会終了後に開催し、議会報告会の実施の可否を決定する。実施が決定された上では、チラシ、役割分担、リハーサルの日程等を協議する予定。

なお、コロナの感染状況を鑑み、積極的な来場者の人集めはしない旨、協議された。

(2) 海部郡町村議会議員研修会及び懇談会について。

8月29日月曜日午後海部郡町村議会事務局長会議において協議され、12月23日金曜日に研修会及び懇談会開催の方向で検討することが決定された。ただし、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、研修会・懇談会ともに時間・場所等の詳細は現時点では未定である。

(3) のその他です。

ア、議会における新型コロナウイルス感染症対応として、従前からの感染防止対策の徹底に加え、議員、理事者ともに発言の際は簡潔明瞭とし、議会の時間短縮を図ることとする。また、9月議会における常任委員会及び全員協議会は、引き続き議事堂で行うこととする。

イ、安倍元首相の国葬の日、9月27日が閉会の日に当たるが、議会としては特段の対応はしない。

ウ、請願者の趣旨説明については、初日の議員総会終了後に協議会室において議長取り回しでその機会を設ける。議員の出席は任意とし、請願者に対する質問ができるものとする。

以上、報告させていただきます。よろしく申し上げます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番板倉浩幸君、6番黒川勝好君を指名いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は26日間と決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条ただし書の規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもって報告に代えさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

日程第4 報告第3号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」

を議題といたします。

報告を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

報告第3号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページをお願いいたします。

別紙といたしまして、専決内容をお示ししております。

専決年月日、令和4年7月19日。発生年月日、令和4年3月31日。発生場所、蟹江町桜三丁目地内。

概要といたしまして、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会から派遣された労働者が、町内パトロール中に車両を後進させる際、アクセルとブレーキを踏み間違え、民有地内のフェンスに車両後部を接触させ、相手方に物的損害を与えたものでございます。

相手方、愛知県海部郡蟹江町在住者1名。所属、土木農政課。損害賠償の額は、14万7,544円でございます。

今回の事案は、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することといたしまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおりご報告いたしますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

この愛知県の、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会から派遣されたというふうに今ありますが、シルバー人材センターに関わっている方々は、ほとんどが保険に加入しているのではないかなというふうに思うんですけども、その保険で大体いろいろな事故等アクシデントを賄えるような形式になっているのではないかと思うんですけども、そのことについてどのようになっているのか、お願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、担当課のほうから、私のほうでご説明をさせていただきます。

今回、シルバーの町内パトロールの業務形態としましては、業務に要する資材等を町より貸与をしたりとか、あと業務内容についても随時町より指示をしておることもありまして、

契約の内容としましては、派遣契約という形になってございます。その中で、シルバーから派遣された職員に対して業務に従事をしていただいているのが実情でございまして、また特に車両につきましては、車両使用に関する覚書というものを締結しておりまして、事故等が発生した場合は、町が加入している保険で対応するという事になってございますので、今回町のほうで対応してございます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、報告第3号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分」の報告について」を終わります。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第5 請願第1号「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第6 同意第2号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

同意第2号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

蟹江町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、名古屋市中川区富田町大字千音寺字東尼ヶ塚76番地1。

氏名、岩田肇。生年月日、昭和30年3月5日。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、岩田肇委員の任期が令和4年11月8日をもって満了となり、引き続き選任する必要があるからである。

2ページをお願いいたします。

2ページに略歴でございます。略歴等につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページのほうをお願いいたします。

ご参考といたしまして、蟹江町固定資産評価審査委員会委員の任期経過表でございます。

今回、岩田委員、一番上段でございます。

今回の任期は令和4年11月9日から令和7年11月8日までの3年間でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいというふうに思います。

この岩田肇さんにおかれましては、日頃から不動産鑑定士としてご活躍をされております。固定資産の評価についての学識経験をお持ちでございます。

平成22年度から固定資産評価審査委員会委員として、令和3年12月からは委員長としてご尽力をいただいております。大変責任感も強い方でありまして、同委員としてふさわしい方だと思っております。議員の皆様方のご同意を賜りますように、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第7 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

蟹江町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、蟹江町宝一丁目422番地。

氏名、村松進。生年月日、昭和35年12月2日。

提案理由でございます。

提案理由、この案を提出するのは、村松進委員の任期が令和4年11月8日をもって満了となり、引き続き選任するからである。

2ページをお願いいたします。

2ページのほうに略歴等を表記しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

それから、3ページをお願いいたします。

参考といたしまして、蟹江町固定資産評価審査委員会委員の任期経過表でございます。

ちょうど中段でございます。

村松進委員といたしまして、今回の任期につきましては令和4年11月9日から令和7年11月8日までの3年間でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

村松進さんにおかれましては、税理士をされており、大変ご活躍をされております。見識も高く、大変人望も厚い方であります。また、先ほど紹介ありましたように、令和3年9月から固定資産評価審査委員会の委員として、今現在もお力添えいただいております。税に関する知識が大変豊富でありまして、固定資産評価審査委員としては適切な方だというふうに考えてございます。議員の皆様方のご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第3号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第8 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

蟹江町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、蟹江町大字今字川東下36番地。

氏名、関山秀美。生年月日、昭和33年11月8日。

提案理由でございます。

提案理由、この案を提出するのは、江村滋子委員の任期が令和4年11月8日をもって満了となり、後任の委員を選任する必要があるからである。

2ページのほうをお願いいたします。

今回選任予定者の略歴等でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページでございます。

ご参考といたしまして、蟹江町固定資産評価審査委員会委員の任期経過表でございます。

今回、一番下段の関山秀美さんですけれども、今回新たに就任される任期につきましては令和4年11月9日から令和7年11月8日までの3年間でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、関山秀美さんにおかれましては、平成25年12月から現在まで、民生委員、そして児童委員としてご活躍をされております。幅広い人脈、経験を生かし、女性のきめ細かい視点から、納税者の代表として固定資産評価の審査をお願いをするということは適任であるというふうに考えてございます。議員の皆様方のご同意を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川でございます。

今3名、名前が出されたわけですけれども、岩田さんと村松さんにおかれましては、継続というか、今回また再任という形で、それなりに不動産鑑定士、税理士ということで関係してみえる方が継続でやられるということで、了解するわけでございますが、今回新たに1名加わるということで、関山さんが名前を今挙げられたわけですけれども、この方は申し訳ないですけれども、私も存じ上げないですし、今の略歴等を聞かせていただいても、それに携わる、このような固定資産税の評価審査委員という関係に携わるようなお仕事をされておられないように思うわけですけれども、その辺のところは大丈夫でしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまの黒川議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、今回3名の固定資産評価審査委員の同意についてご提案させていただきました。そして、関山秀美様については新任ということで、その方についてということですので、

そちらについてご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、前任の江村滋子様につきましては、まず交代の理由としましては、年齢がまず70歳を超えているということで、再任をするよりは、新しい方にまた新しい視点で評価をしていただきたいというところで、交代ということをごさせていだきたいと考えております。

関山秀美様を推薦させていただく理由としましては、先ほどの2名の方については、不動産鑑定士、あと税理士という専門の知識をお持ちの方、また委員の条件としまして、蟹江町で納税者という方の視点ということがありまして、こちらが関山さんにつきましても納税者であり、また委員も女性の方の視点でぜひ評価の審査をしていただきたいというところで、推薦をさせていただきたいということで今回お願いをしております。

以上です。

○6番 黒川勝好君

今のちょっと答弁では納得がいかなるわけですが、蟹江町の納税者ということになると、岩田さんは名古屋の方ですから、蟹江町の納税者ではないんですね。また、女性の枠で、確かに女性たくさんみえるけれども、どうしてこの関山さんになったかという、ちょっとその辺の理由が、それなりの携わってみえる方なら、ああそうか、よかったなと思うんですけれども、この方、今のこの資料で知る限りでは、民生・児童委員をやっておられたと、長いこと。人望はある、それは確かにそうかもしれませんが、固定資産審査委員ですか、またちょっと特殊な委員会だと思うんですね。その中に、女性枠が必要なら必要で結構ですけれども、それなりの方がまだよそにおみえではないのかなというふうに思うんですけれども。先ほどの、今の答弁ではちょっと私、理解ができませんけれども。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから補足で答弁させていただきます。

議員おっしゃるように、非常に納税者という一つのくくりじゃなくして、今回、前任者の江村さんも女性、町としてそういった女性の活躍を推進するということで、委員会においても、そういうお立場の方の比率をどんどん上げるという方向で今進んでいます。

非常に、前の江村さんも知見の高い方でしたので、今回、関山さんにつきましても、民生・児童委員をやられておりまして、地域に非常に密着したお仕事もされておる。

固定資産の評価審査委員会そもそもの話なんですけれども、当然不動産関係のそういった委員さんもほかにいらっしゃいますけれども、総合的に社会的な見地から、総合的にそういういろいろご意見をいただきまして、もし審査案件が出てきた場合に、いろいろそういう多方面の幅広い意見を議論の中でしていただいて、最終的に結論を出すということで進めておりますので、前の前任の江村さんも、そういった土地等の不動産関係のお仕事に携わっていない方でしたので、今回この関山さんも、年齢的にも非常に60歳台前半ということで、まだまだこれからいろいろ活躍される方ということで、地元からもいろいろいいお

話も聞いておりますので、そういうところで選考して、今回ご提案に至ったというところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

そうすると、これは前の江村さんからの推薦ということですか。江村さんからの推薦で、この関山さんの名前が挙がってきたという理解でよろしいですか。じゃなきゃ、そちらの現場のほうでいろいろ名前を出してくるということになると、なかなかこの関山さんという名前は出てこないと思うんですよ。ですから、前任者の推薦でよろしいんですか。

○総務課長 藤下真人君

先ほどの黒川議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、前任の江村さんにつきまして、今回で任期終了ということでお話をさせていただきます。その中で後任についてということで、どういった方がいいのかというお話はさせていただいております。その中でお名前としても、どういう方がいいのかというところで、お名前は直接出てきたわけではないんですけれども、そういう広い見地を持った方が適任ではないかということでいただいておりますので、指名させていただきました。

○5番 板倉浩幸君

黒川議員と同じなんですけれども、今、名前は出てきていないよということで、幅広い意味で、不動産鑑定士から税理士、その辺も委員として入れて、住民代表という感じで民生・児童委員の方を入れたということなんですけれども、じゃ、前任の江村さんも民生関係なのか。その人から名前が挙がってこないのに、何で、女性と納税者、納税者だと幅広くなっちゃって、特にそこで女性ということで、何で、どうして関山さんの名前がぽんと挙がってくるのかなど。黒川さんと同様に、もうちょっとこういう方で、人名はいいとして、ほかにいなかったのか、ちょっとその辺も追加をお願いします。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから補足のご答弁をさせていただきます。

ほかの方にどうだということですが、実際、後任者、こういった委員は、ほかにいろんな町のほうでそういった非常勤の委員の方、たくさんいらっしゃいますけれども、その後任選びというのは非常に慎重にやらなきゃいかんというのが担当課として思っております。総務課もしかりでございます。

じゃ、その後任としてどうなのかというところで、今の冒頭に私が申し上げたところの視点でもって、公職者名簿等から大体該当者というか、適任の方も、年齢も含めて、地元に関しに事情をいろいろご存じなのかということも含めて、人望も含めて、しっかり調査しまして、時には横の連携で持ちまして、所管課のほうにも話を聞いたりもいたします。

そういった中で、その中でちょっとこの人どうかなという意見も、やっぱりたまに出ます。

そういう場合はもう明らかに適任じゃないなという判断をしまして、候補者から除外するんですけれども、そういったいろいろ慎重な検討の結果、こういう形で、ご本人の同意がないといけませんので、そこら辺のところ、固定資産についてのいろいろ審査を含めて、どうだということも、当然これはご本人の事前にご了承は得ながら進めてまいりますけれども、非常にこれは人選としまして、なぜ関山さんかということのご質問なんですけれども、ほかにも実は候補としていらっしゃったのは事実です。ですけれども、最終的にご年齢、それから今の男女共同参画上の女性の活躍の場、そういうことも含めて総合的に勘案した結果、この方が妥当、適任であるということで、今回こういう形でお示しをしたところでございますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第9 議案第40号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第40号「表彰について」。

蟹江町表彰条例等の規定により、次の者を表彰するものとする。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

今回、時間の都合上、お名前と事績のみを読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。在職年月数とその他につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。敬称のほうは略させていただきます。

初めに、町政功労者表彰、蟹江町政功労者表彰及び礼遇条例第2条第2項の適用でございます。

1番といたしまして、氏名、河瀬廣幸、事績、副町長。2番、氏名、安藤洋一、事績、町議会議員。3番、氏名、佐藤茂、事績、町議会議員。以上3名でございます。

続きまして、町政表彰でございます。蟹江町政功労者表彰及び礼遇条例第2条第1項の適用でございます。

4番、氏名、飯田雅広、事績、町議会議員。5番、氏名、石原裕介、事績、町議会議員。

6番、氏名、板倉浩幸、事績、町議会議員。以上3名でございます。

2ページにまいりまして、引き続き一般表彰でございます。蟹江町表彰条例第4条第2号の関係でございます。

(1) 非常勤特別職等多年在職、蟹江町表彰条例第2条第1号の適用でございます。

7番、氏名、伊藤保秀、事績、囑託員。8番、氏名、戸谷真由美、事績、国民健康保険運営協議会委員。9番、氏名、牧田日出男、事績、環境美化指導員。10番、氏名、杉本美津枝、事績、教育支援委員会委員。11番、氏名、大笹秋夫、事績、民生委員推薦会委員でございます。

(2) 勤続25年以上、蟹江町表彰条例第2条第2号の適用でございます。

いずれも事績は町職員でございます。氏名のみ読み上げさせていただきます。

12番、戸谷政司。13番、北條寿文。14番、吉田恒敏。15番、吉兼未沙。16番、太田垣里江。以上でございます。

(3) 国・県またはこれらに準ずる機関、蟹江町表彰条例第2条第6号の適用でございます。

17番、氏名、大口力、事績、保護司でございます。

続きまして、(4) 寄付でございます。蟹江町表彰条例第2条第13号の適用でございます。

18番、氏名、IGLESIA NI CRISTO、事績、フェイスマスク、消毒液、ボックスティッシュを寄付、金77万8,250円相当。

19番、氏名、株式会社コーティングG、事績、抗菌・抗ウイルスコーティング施工作業一式を寄付、金96万3,050円相当。

20番、氏名、愛知医科大学総合学術情報センター、事績、小酒井不木文庫（小酒井不木が所有していた医学書、英米文学書等）でございます。513点を寄付、金205万2,000円相当。

21番、氏名、蟹江ライオンズクラブ、事績、電波時計を寄付、金63万8,000円相当。

22番、氏名、丸眞株式会社、事績、タオルを寄付、金150万円相当。

以上22件の内容でございます。

次ページをお願いします。4ページでございます。

提案理由、この案を提出するのは、蟹江町表彰式における被表彰者の選考にあたり、蟹江町表彰条例第9条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからである。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

ちょっと寄付のところでお尋ねをいたしますけれども、今回寄付もいろんなところから蟹

江町に寄付をしていただきまして、本当にありがたいことだと思っております。町長も長いことやってみえるものですから、お顔も広くなってきて、本当に我々が見てもどういうところかなというところ、いろんなどころから寄付が来るようになったと思います。

ただ、18番のこのIGLESIA NI CRISTOというところから来ておるわけですが、今ちょうど問題になっております旧統一教会の関係で、キリストとついておりますものですから、確認の意味で、別に尋ねてもいいと思っておりますけれども、どのような関係ですか。お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご答弁させていただきます。

18番のIGLESIA NI CRISTOにつきましては、タガログ語でキリストの教会を意味するフィリピンのキリスト教の教派の一つでございます。この春日井の住所というのが、愛知県の活動拠点の事務所的なものがあるところが、この春日井市にあるようでございます。

では、蟹江町にどのようなご縁があったかと申しますと、町内に、個人のお宅の中にどうも礼拝場所があるということで、そういった蟹江町とのご縁もありまして、人道支援の一環としてご寄付を頂いたものでございます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

僕もちょっと調べさせてもらいましたけれども、今言われたとおりだと思いますけれども、これ住所だけはちょっと違うんじゃないですか。今の春日井市神明町ですか、これネットで調べると違うんじゃないですか、住所が。春日井市大和通になっているんじゃないですか。どうでもいい、どうでもいいと言っちゃあれですけども、多分同じところだと思うんですけども、今の言われたとおり、フィリピンにおけるキリスト教だということですね。

だけど、それを書いてあるだけけれども、間違いはないですよ。後から町長さんにご迷惑かかるといかんものですから、ちょっと差し出がましいようですが、質問させていただきました。結構です。

○議長 佐藤 茂君

他に。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑はないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第10 議案第41号「蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第41号「蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」。

蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和39年蟹江町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

1 ページの下段の提案理由をお願いいたします。

提案理由、この案を提出するのは、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に伴い必要があるからである。

なお、2 ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、3 ページのほうをお願いいたします。

3 ページ、蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正要点。

サービスの宣誓。

第2条、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前における宣誓書への署名の規程を削り、任命権者への提出のみに改める。

附則といたしまして、公布の日を施行日といたしました。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほうをよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第11 議案第42号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第42号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例（平成4年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

4ページのほうをお願いいたします。

下段の提案理由でございます。

提案理由、この案を提出するのは、人事院規則等の一部改正に伴い必要があるからである。

なお、5ページから12ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、13ページのほうをお願いいたします。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要点でございます。

改正の内容といたしましては、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、1歳以降の育児休業の取得を今回柔軟化させる内容となっております。後ほど内容につきましてはお目通しのほうをお願いいたします。

最後に、14ページ、一番下段でございます。

附則といたしまして、令和4年10月1日を施行日といたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

申し訳ないです。ちょっと読み間違えておりました。

申し訳ございません。今、42号は終わりましたので、議案第42号は総務民生常任委員会に付託するというので、よろしくお願ひいたします。申し訳ございませんでした。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第12 議案第43号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 黒川康治君

おはようございます。

ご提案申し上げます。

議案第43号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」。

蟹江町消防団設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町消防団設置条例の一部を改正する条例。

蟹江町消防団設置条例（平成26年蟹江町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

2ページをお願いします。

下段をご覧ください。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、消防庁の消防団員の報酬等の基準の策定等に伴い、消防団員の処遇を改善するため必要があるからであります。

3ページ、4ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しのほうをお願いします。

5ページをお願いいたします。

蟹江町消防団設置条例の一部改正要点をご説明申し上げます。

改正の趣旨としまして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を定めたものでございます。

第10条、服務規律。

第1項につきましては、規定の整理に伴う変更でございます。後ほどお目通しをお願いします。

第11条、報酬。

第1項、団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とすることを規定。

第2項、団員に各階級に応じた年額報酬を支給することを規定。

第3項、団員が災害等に従事した場合に出動報酬を支給することを規定。

第4項、各報酬の支給に関することは別で定めることを規定。

第12条、費用弁償。

団員が公務のために旅行したときは、蟹江町職員等の旅費に関する条例（昭和41年蟹江町条例第6号）の例により費用弁償として旅費を支給することを規定。

6ページをお願いいたします。

第13条、委任。

第12条を新設したため、既存の第12条を1条繰り下げ。

別表第1をご覧ください。

階級に応じた年額報酬でございます。

消防団につきましては、団長以下7つの階級がありますが、上から3つの階級、団長から分団長までは、これまでどおりの報酬金額といたしました。団長につきましては36万6,000円、副団長につきましては24万5,000円、分団長につきましては21万4,000円でございます。

副分団長以下の階級につきましては、一番下の階級の団員の標準が3万6,500円と示されましたので、蟹江町につきましては、団員の年額報酬を3万7,000円と定め、副分団長まで、1つ階級が上がるごとに2,000円加算いたしました。

続きまして、別表第2をご覧ください。

災害等に従事した場合の出動報酬でございます。

出動につきましては、1日当たり8,000円を標準と示されましたので、蟹江町につきましては、災害又は警戒活動の1回（4時間以上）を8,000円といたしました。他につきましては、これまでどおりの金額といたしました。

附則としまして、1、令和5年4月1日を施行日とした。

2、蟹江町消防団設置条例で年額報酬を規定したため、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に規定している消防団の項を削除した。

現行の蟹江町消防団設置条例では、報酬金額等の規定がされておらず、報酬金額の新旧の対照ができませんので、補足資料を添付させていただきました。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

よく分からないんですけども、前の新旧対照表のところにもあるように、前でも団員に別に定める報酬及び費用弁償を支給するとなっておりますよね。そこで、今回新たに団員の報酬はと、年額報酬及び出動報酬とするところあるんですけども、この辺の違いというのがちょっといまいち見えないんですけども、もう少し詳しくお願いします。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

板倉議員のご質問でございますけれども、以前の団員の報酬といたしますか、以前は交付金という形で支給をしておりました。それが、今回総務省消防庁からの通知によりまして、適正に団員に報酬として支払えよというところがございます、新たに今回設置条例の中で報酬という文言で決めさせていただきました。

金額等につきましては、先ほど消防長が説明したとおり、団長、副団長、分団長に関しましては、今までどおりの報酬金額と変わりはありません。分団長以下団員につきましては、国の標準額3万6,500円と示されておりますので、蟹江町としましては、団員につきましては3万7,000円、以下階級が上がるごとに2,000円ずつの増加としております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

以前までは交付金ということで、ほとんど同じような金額ですよ。支給していて、今回報酬となってきます。分団長なんかは、安いか高いかは別として、そうなってくると、報酬ということで所得になってきちゃうんですか。その辺ちょっとお願いします。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

今回から報酬ということで所得になりますので、ご自分で確定申告をしていただくこととなります。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑はございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第13 議案第44号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 黒川康治君

ご提案申し上げます。

議案第44号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」。

令和4年7月14日、指名競争入札に付した小型動力ポンプ付積載車の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記。

1、契約の目的、小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。今回の購入につきましては、現在舟入分団に配備してあります消防車両が17年経過していますので、老朽化に伴う更新でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金1,059万4,100円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金96万3,100円）。

4、契約の相手方、愛知県名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社代表取締役、小野寛利。

5、支出科目、令和4年度一般会計、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、63-01-04-01事業、消防施設整備事業、第17節備品購入費、

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

指名業者につきましては、1から6までの平和機械株式会社はじめ、6社でございます。あとの業者につきましては、後ほどお目通しをお願いします。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、指名業者数は、おおむね7社以上とする。

2、令和4・5年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出されている業者のうち、希望種目の中分類、自動車・自転車、細分類、消防用車両に登録されている業者は51社であ

ります。

3、上記2の業者のうち、希望順位1位の業者は31社である。

4、上記3の業者のうち、小型動力ポンプ付積載車の仕様に対応し、納車可能な業者は6社であった。

5、上記の理由により、本物件購入の指名業者として6社を選定した。

4ページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札日時は、令和4年7月14日木曜日、午前9時00分でございます。

3段飛ばしにして、入札方法でございます。

入札方法は、指名競争入札でございます。

予定価格は、税抜きで1,054万5,000円で、予定価格に対する消費税は105万4,500円でございます。

落札業者は、平和機械株式会社でございます。

落札金額は、税抜きで963万1,000円で、落札金額に対する消費税は96万3,100円でございます。第1回目の入札で落札となりました。落札率は、予定価格の91.3%でございます。

この整備事業につきましては、令和4年度南海トラフ地震等対策事業費補助金の交付決定を令和4年6月8日にされておりますが、交付決定後、60日以内に契約を行うこととされており、既に期限が過ぎているため、可及的速やかに契約する必要があります。そのため、先議案件とさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第14 議案第45号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第45号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,623万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億4,495万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

今回の第4号補正案につきましては、費用の全額を国の地方創生臨時交付金を財源といたしまして計上させていただくものでございます。

いずれの事業も、速やかな事業着手が必要となるため、5号補正とは別建てで、本日ご審議、ご採決をお願いするものでございます。

なお、関連事業につきましては、この後、全員協議会でご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額といたしまして3,535万4,000円でございます。内訳としまして、まず児童福祉費補助金としまして、2種類ございます。地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対策備品の購入、これは保育所に配備する購入備品でございます。こちらのほうが、補正額が415万8,000円。

それから、同じく地方創生臨時交付金の保育所等給食費軽減対策支援金といたしまして44万円でございます。

それから、もう一つ、老人福祉費補助金といたしまして、地方創生臨時交付金で、学戸ふれあいプラザ改修工事といたしまして、3,075万6,000円を計上をいたしております。

それから、16款の県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。補正額といたしまして、88万円でございます。内容といたしまして、保育所等給食費軽減対策支援金88万円でございます。

以上が歳入の補正予算でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出の予算でございます。

3款の民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉センター費、補正額が3,075万6,000円でございます。内訳といたしまして、老人福祉センター整備事業としまして、設計監理委託料が309万1,000円、それから工事請負費、学戸ふれあいプラザ改修工事といたしまして、2,766

万5,000円を計上をいたしております。

それから、2項の児童福祉費、4目保育所費でございます。補正額が547万8,000円、内容といたしまして、まず保育所運営費といたしまして備品購入費でございます。保育器具といたしまして415万8,000円、それから民間保育所運営費といたしまして、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金といたしまして、132万円を計上させていただくものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたが、ここで暫時休憩とさせていただいて、全員協議会を行いたいと思います。

それでは、10時30分から全員協議会を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。会場はここで行いますので、よろしくお願いいたします。

全員協議会開催の間、西尾代表監査委員さん、退席のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

消毒作業と放送機器の切り替えをお願いいたします。よろしくお願い致します。

(午前10時20分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時56分)

○議長 佐藤 茂君

議案第45号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

○5番 板倉浩幸君

今、議案第45号関係の説明がありました。今回、コロナの地方創生臨時交付金も活用ということなんですけれども、前回6月議会で給食費の半額補助、その辺も物価高騰で使ってきて、若干思うのが、6月議会でも質問したんですけれども、物価高騰分の対応で業者の支援が乏しいんですね。それを現在、ちょっと次、今、通告書も出して、その辺、質問するんですけども、そこがもうちょっと、何で、前回こういうことも使えますよと、燃料代の高騰分、また仕入れの高騰分でその辺も全然考えられなかったのか、ちょっとその辺、お願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

地方創生臨時交付金ですけれども、現在、総額等が約2億3,000万円強の限度額というふうになっておりますけれども、今回、庁舎内のほうでいろいろ検討をさせていただきまして、議論をさせていただきました。そういった中で、本日、今挙げさせていただきました3つの事業につきましては、最優先でまずやる必要がある内容だというような判断をさせていただ

いて、本日上程をさせていただいておるところでございます。

今現状は、先ほどの限度額、上限額が2億3,000万円強なんですけれども、ほぼほぼ約2億4,000万円ぐらいの予算ベースの対象経費というような状況で、ほぼ満たすような状況で今なっておりますので、今後また追加等の交付金等の配分等があれば、またそこら辺で検討させていただきたいと思っております。

○5番 板倉浩幸君

優先順位でまずこれをやるということで、民間の保育所の給食費は県が言ってきて、県がほぼほぼ100%やればいい事業だと思ったんですけども、そんな中で、物価高騰分の地方創生臨時交付金の活用も、国としてもこんな事例で使いなさいといろいろ提案してきました。その中で、ほとんどこの間、6月議会の後にもどんな工夫で使ったかという資料も頂きました。そんな中で、ほぼほぼ使っちゃっているんですね。

また、今後、まだ話が具体化はされていないけれども、追加の予算もほぼ下りてきそうな感じもありますので、幾ら下りてくるかということもありますけれども、まだまだ物価高騰、この円安も続いて本当にきつい状態で、自営業者、零細企業も本当に大変な思いしています。売り上げがコロナの関係でなかなか伸びない、ようやく持ち直してきたのに、仕入れが本当に大変だわということもありますので、ぜひ検討していただきたい。またちょっと一般質問でも伺いますので、お願いしたいと思います。

○議長 佐藤 茂君

他に。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は精読とされました。

ここで、消防次長兼消防総務課長、民生部長、民生部次長兼子ども課長の退席と民生部次長兼保険医療課長、下水道課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時00分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

○議長 佐藤 茂君

日程第15 議案第46号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第46号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億94万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億4,589万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

今回の5号補正案の主な内容といたしましては、歳入予算は、令和3年度の一般会計の繰入金金の精算に伴う特別会計からの繰入金、そして歳出予算につきましては、マイナポータルを利用した行政手続のオンライン化対応業務委託料をはじめとする事業費を計上させていただくものでございます。

コロナ対策のため、短時間の上程内容ということで、簡単に上程させていただきます。

歳入予算でございます。

歳入につきましては、15款の国庫支出金から20款繰越金まで、総額1億94万5,000円の補正予算案でございます。詳細内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が歳入補正。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましては、2款の総務費の住民情報管理事業をはじめ、10款の公債費まで、総額1億94万5,000円の歳出補正の案でございます。詳細内容は、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

上程がほとんど何も言わず出しちゃったんだけど、1つだけ確認させてください。

最初の住民情報管理事業で、歳出でちょうど11ページにある行政手続のオンライン化の対応委託料なんですけれども、1,000万円ぐらいついていて、これ、今、多分最初に行ったマイナポータル関係の事業になってくるのかな。ちょっと、もうちょっとそれだけお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、行政手続オンライン化対応業務委託料についてご説明させていただきます。

今回の行政手続オンライン化対応委託事業の業務目的としましては、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づきまして、令和4年度末を目指して、原則全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすることとしており、本町においても、住民の利便性向上及び業務効率化のため、行政手続オンライン化を推進する必要があるということでご提案させていただきました。

その中で、手続きにつきましては、介護事業と子育て事業の事業につきまして、選択して申請ができるような形、今までは窓口業務でのみの申請受付をしておるんですけれども、ぴったりサービスを使いまして、いつでも申請ができるような状態を構築するというものの事業となります。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑はございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第16 議案第47号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第47号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」。

令和4年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億717万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額16万5,000円。2節その他一般会計繰入金として説明欄の01事務費等繰入金16万5,000円でございます。

続きまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,040万3,000円。1節繰越金、説明の01前年度繰越金1,040万3,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,056万8,000円。説明欄をご覧ください。一般会計繰出金といたしまして、1,040万3,000円。

続きまして、電子計算管理業務委託料16万5,000円でございます。令和3年度に一般会計から繰り入れました事務費や保険基盤安定、財政安定化支援などの額の確定に伴いまして、超過額を一般会計に繰り出していくものです。

また、国保事業の報告システムの改修費用を計上させていただきました。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第17 議案第48号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第48号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」。

令和4年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,957万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,285万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いをいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険システム改修費補助金、補正額29万7,000円。説明の01介護保険システム改修費の補助金29万7,000円でございます。

続きまして、5款県支出金、2項県補助金、3目介護施設等整備事業費補助金、補正額4,991万1,000円。説明の01介護施設等整備事業費補助金4,991万1,000円。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額マイナス29万7,000円。説明の02事務費等繰入金マイナス29万7,000円です。

続きまして、8款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億3,966万3,000円。説明の01前年度繰越金1億3,966万3,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

1款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額4,991万1,000円。説明欄をお願いをいたします。002介護施設等整備事業費補助金4,991万1,000円でございます。こちらはカリヨンの郷の個室化改修工事といたしまして、先ほどの歳入、県補助金と同額の予算を計上させていただいております。

続きまして、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金7,547万8,000円。説明の001介護給付費準備基金積立金7,547万8,000円でございます。

続きまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額3,791万3,000円。説明の002過年度返還金として3,791万3,000円でございます。

続きまして、5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額2,627万2,000円。説明の001でございます。一般会計繰出金として2,627万2,000円。

こちらの5款の諸支出金の内訳につきましては、12ページの令和3年度介護保険管理特別会計負担金等精算の概要を添付をいたしましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号は精読にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第18 議案第49号「令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

議案第49号「令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」。

令和4年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,434万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第4款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、補正額161万3,000円でございます。説明といたしましては、前年度の繰越金でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、27節繰出金、補正額161万3,000円でございます。説明といたしましては、一般会計への繰出金額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は精読にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第19 議案第50号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第50号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」。

令和4年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,232万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,401万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額862万1,000円。説明の01でございます。前年度繰越金862万1,000円でございます。

続きまして、7款広域連合負担金精算金、1項広域連合負担金精算金、1目広域連合負担金精算金、補正額1,370万円。説明欄の01広域連合負担金精算金(療養給付費過年度精算分)でございます。1,370万円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額37万円。説明の002保険料等負担金37万円でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額71万円。説明の002過年度返還金といたしまして71万円でございます。

続きまして、3款諸支出金の2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額2,124万1,000円。説明欄の001一般会計繰出金2,124万1,000円、こちらは令和3年度の療養給付費等の精算に伴いまして、決算残額を一般会計へ繰り出すものでございます。

なお、次ページに令和3年度後期高齢者医療保険事業特別会計負担金等精算の概要を添付をいたしましたので、後ほどお目通しをお願いをいたします。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

ここで、下水道課長の退席と、会計管理者の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時24分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

○議長 佐藤 茂君

日程第20 認定第1号「令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第27 認定第8号「令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」まで、一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 森 実央君

ご提案申し上げます。

令和3年度蟹江町歳入歳出決算書、一般会計、特別会計の冊子の3ページをご覧ください。認定第1号「令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、別添お配りしておりますA 4横の令和3年度蟹江町歳入歳出決算説明のほうをご覧ください。

表紙を1枚はねていただきまして、1ページ、資料1、一般会計、令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算説明をご覧ください。

説明に入ります前に、この資料について少しご説明させていただきます。

昨年度と同様に、歳入につきましては、款、項、予算現額、調定額、収入済額、前年度との比較、収納率、摘要というところを同様に調製させていただいております。

また、後ほど説明します歳出につきましても、同様に構成させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計の歳入から順番に説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度蟹江町一般会計、歳入につきましては、1款町税、収入済額52億6,599万7,438円から、1枚はねていただきました3ページ、22款町債、収入済額10億230万円までで成り立っております。

歳入合計といたしましては、歳入欄の一番下をご覧ください。

予算現額142億8,322万3,000円、収入済額140億4,028万3,699円でございます。前年度の決算額との比較としましては、マイナスの30億1,438万5,739円でございます。減額でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、4ページをご覧ください。

一般会計の歳出でございます。

一般会計、歳出につきましては、1款議会費、支出済額1億2,144万804円から5ページ、11款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っております。

歳出の合計といたしましては、その下をご覧ください。

予算現額142億8,322万3,000円、支出済額134億1,136万8,033円でございます。前年度との決算額との比較をしますと、29億8,518万3,242円の減額でございます。

続きまして、決算書の冊子316ページをご覧ください。

令和3年度の実質収支に関する調書の一般会計でございます。

1、歳入総額140億4,028万3,699円、2、歳出総額134億1,136万8,033円、この1の歳入総額から2の歳出総額を差し引きました額が、3番、歳入歳出差引額6億2,891万5,666円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源としましては、(2)の繰越明許費繰越額12万9,000円でございます。

続きまして、5番、実質収支額につきましては、3番の歳入歳出差引額から4、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額、6億2,878万6,666円でございます。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、令和3年度蟹江町歳入歳出決算書の317ページをご覧ください。

認定第2号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、先ほどと同様、決算説明の資料をご覧ください。

6ページをお願いいたします。

令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計、歳入につきましては、1款国民健康保険税、収入済額7億3,461万2,388円から8款諸収入、収入済額1,381万5,749円までで成り立っております。

歳入合計としましては、その下の欄をご覧ください。

予算現額34億8,164万3,000円、収入済額34億7,096万3,527円でございます。前年度決算額との比較をしますと、4,270万4,738円の増額でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

1款総務費、支出済額3,602万5,955円から8款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っております。

歳出の合計といたしましては、予算現額34億8,164万3,000円、支出済額33億2,095万3,205円でございます。前年度の決算額との比較は、3,195万2,381円の増額でございます。

その下の欄外をご覧ください。

歳入総額34億7,096万3,527円から歳出総額33億2,095万3,205円を引いたものが、歳入歳出の差引額でございます。1億5,001万322円でございます。実質収支額も同額でございます。

国民健康保険につきましては以上でございます。

続きまして、決算書の347ページをお願いいたします。

認定第3号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、決算説明資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入につきましては、1款財産収入、収入済額1億3,980万7,359円から3款諸収入、収入済額1億1,206万9,700円までで成り立っております。

歳入合計といたしましては、予算現額3億1,981万2,000円、収入済額2億5,187万7,059円でございます。前年度決算額との比較としましては、2億5,170万452円の増額でございます。

続きまして、9ページ、歳出でございます。

1款土地取得費、支出済額1億1,206万9,700円から3款諸支出金、支出済額1億3,980万5,359円までで成り立っております。

歳出合計といたしましては、予算現額3億1,981万2,000円、支出済額2億5,187万7,059円でございます。前年度との比較としましては、2億5,170万452円の増額でございます。

欄外をご覧ください。

土地取得特別会計につきましては、歳入総額、歳出総額が同額でございますので、差引き額につきましてはゼロ円でございます。実質収支額についても、同様にゼロ円でございます。以上でございます。

続きまして、決算書の359ページをお願いいたします。

認定第4号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、決算説明資料の10ページ、11ページをご覧ください。

令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計の歳入につきましては、1款保険料、収入済額6億4,488万7,163円から9款諸収入、収入済額12万7,060円までで成り立っております。

歳入合計といたしましては、予算現額30億4,307万9,000円、収入済額29億8,991万3,306円でございます。前年度比較としましては、2億2,422万5,758円の増額でございます。

11ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費、支出済額2億6,922万2,255円から6款の予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っております。

歳出合計といたしましては、予算現額30億4,307万9,000円、支出済額28億5,025万144円でございます。前年度決算との比較は、2億7,379万3,641円の増額でございます。

その下の欄外をご覧ください。

すみません、ちょっと数字が間違っておりますので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

歳入総額29億8,991万3,306円から歳出総額28億5,025万144円を引いたものが歳入歳出の差し引き額となります。差し引き額としましては、1億3,966万3,162円でございます。

介護保険管理特別会計については以上でございます。

(「何が訂正」の声あり)

すみません、今欄外が一番下の欄、歳出合計の下に歳入総額が載っていると思っております。2億9,891万3,306円となっておりますが、その額が、29億8,991万3,306円が正しい数字となります。大変申し訳ございません。

よろしかったでしょうか。

(「はい」の声あり)

失礼しました。それでは、続けさせていただきます。

決算書391ページ、コミュニティ・プラント事業特別会計の欄をご覧ください。

認定第5号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、決算説明の資料、12ページ、13ページをお願いいたします。

まず、12ページ、歳入でございます。

令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計、歳入につきましては、1款分担金及び負担金、収入済額ゼロ円から5款諸収入、収入済額60円までで成り立っております。

歳入合計といたしましては、予算現額1,426万9,000円、収入済額1,424万9,616円でございます。前年度決算額との比較は、60万284円の増額でございます。

13ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費、支出済額1,263万6,597円のみで成り立っております。

歳出合計といたしましては、予算現額1,426万9,000円、支出済額1,263万6,597円でございます。前年度決算額との比較、88万9,486円の増額でございます。

欄外をご覧ください。

歳入総額1,424万9,616円から歳出総額の1,263万6,597円を引いたものが歳入歳出差引額161万3,019円でございます。実質収支額も同額でございます。

コミュニティ・プラント事業特別会計については以上でございます。

それでは、決算書403ページをご覧ください。

認定第6号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、説明資料の14ページ、15ページをお願いいたします。

まず、14ページ、歳入でございます。

令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計の歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料、収入済額4億3,716万5,120円から7款広域連合負担金精算金、収入済額

3,476万8,749円までで成り立っております。

歳入合計といたしましては、予算現額9億5,653万5,000円、収入済額9億5,198万4,463円でございます。前年度と比較しますと、3,859万6,740円の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、支出済額936万5,295円から4款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っております。

歳出合計といたしましては、予算現額9億5,653万5,000円、支出済額9億4,236万4,095円でございます。前年度決算額との比較、3,330万1,096円の増額でございます。

欄外をご覧ください。

歳入総額9億5,198万4,463円から歳出総額9億4,236万4,095円を引いたものが差し引き額でございます。962万368円でございます。実質収支額も同額でございます。

後期高齢者医療保険事業特別会計につきましては以上でございます。

なお、決算書419ページ以降、財産に関する調書につきましては説明のほうを省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

それでは、別冊、令和3年度蟹江町水道事業会計決算書を1枚おはねください。

ご提案申し上げます。

認定第7号「令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚はねていただきまして、1ページ目をご覧ください。

1、令和3年度蟹江町水道事業決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までで、当初予算額は7億8,608万9,000円、税込みの決算額は7億6,439万5,738円でございます。

次に、下欄の支出の部でございます。第1款水道事業費用は、第1項の営業費用から第4項の予備費までで、当初予算額は7億7,275万6,000円、税込みの決算額は6億5,738万6,517円でございます。

欄外でございますが、収入の決算額から支出の決算額を差し引きまして、税込収支差し引き1億700万9,221円でございます。

次に、3ページをご覧ください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款資本的収入は、第1項工事負担金と第2項の固定資産売却代金で、当初予算額は6,530万2,000円、税込み決算額は9,930万7,600円でございます。

続きまして、下段の支出の部でございます。第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までで、当初予算額は4億9,707万4,000円、税込み決算額は4億523万7,743円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億593万143円は、過年度分損益勘定留保資金1,834万4,267円、当年度分損益勘定留保資金9,921万2,425円と過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,930万8,530円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,616万1,808円と建設改良積立金1億4,290万3,113円で補てんさせていただきました。

次に、5ページをご覧ください。

2、令和3年度蟹江町水道事業損益計算書でございます。

1の営業収益から6ページの4の営業外費用までで成り立っております。

当年度といたしましては、8,040万8,531円の純利益となります。これに前年度繰越利益剰余金8万7,015円とその他の未処分利益剰余金変動額1億4,290万3,113円を加算しますと、2億2,339万8,659円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、9ページをお願いします。

4、令和3年度蟹江町水道事業会計未処分利益剰余金処分計算書(案)でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金2億2,339万8,659円のうち、8,040万円を建設改良積立金へ積み立て、1億4,290万3,113円を資本金へ組入れさせていただきますと、議会の議決による処分額は2億2,330万3,113円でございます。処分後の残高9万5,546円が翌年度への繰越利益剰余金となります。

先ほど説明を飛ばさせていただきました7ページ、8ページ、それから10ページ以降並びに別に添付しておりますA3の両面の決算説明資料につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、ちょっと時間が早いですけれども、暫時休憩とさせていただきますと、午後1時から開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(午前11時56分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後1時00分)

○会計管理者兼会計管理室長 森 実央君

ご提案申し上げます。

別冊、令和3年度蟹江町下水道事業会計の決算書の表紙を1枚おはねください。

認定第8号「令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

それでは、3枚はねていただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。

1、令和3年度蟹江町下水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入の部、区分、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益から第3項特別利益で成り立っております。

予算額合計は6億6,690万3,000円、税込みの決算額は6億9,961万7,628円でございます。

続きまして、下段の支出の部、区分、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第4項予備費で成り立っております。

予算額合計は5億3,537万7,000円、税込み決算額は5億384万7,247円でございます。

欄外でございますが、収入の決算額から支出の決算額を差し引いた金額、税込み収支差し引きは1億9,577万381円でございます。

続きまして、1枚はねて、3ページ、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

収入の部、区分、第1款資本的収入は、第1項企業債から第6項一般会計補助金で成り立っております。

予算額合計15億1,701万3,000円、税込み決算額は14億4,439万6,900円でございます。

続きまして、下段の支出の部でございます。区分、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項予備費で成り立っております。

予算額合計17億4,853万9,000円、税込みの決算額は15億8,516万6,654円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,076万9,754円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,634万9,458円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額897万511円及び引継金1億544万9,785円で補てんさせていただいております。

次に、1枚おめくりいただき、5ページをお願いいたします。

2、令和3年度蟹江町下水道事業損益計算書でございます。

1、営業収益から5、特別利益までの損益を計算しますと、表の下から4段目でございます。

す。当年度の純利益として1億3,872万42円となります。この額に前年度繰越利益剰余金6,008円を加えると、当年度未処分利益剰余金、一番下です。1億3,872万6,050円となります。

続きまして、2枚おめくりいただき、9ページをご覧ください。

4、令和3年度蟹江町下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金1億3,872万6,050円のうち、1億3,872万円を建設改良積立金への積み立てとし、残り6,050円を翌年度への繰越利益剰余金といたしまして処分したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど説明を飛ばしました7ページ、8ページ、また10ページ以降及び添付させていただきましたA3の決算説明資料につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、ここで西尾代表監査委員より審査意見を求めます。

西尾代表監査委員、ご登壇いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 西尾重義君

ただいまご紹介にあずかりました蟹江町代表監査委員の西尾重義です。本日はよろしくお願いいたします。

まずは、横江蟹江町長はじめ、蟹江町町会議員の先生方、また蟹江町職員の皆様におかれましては、限られた予算の中で、蟹江町、蟹江町民のために多大なご尽力をされていることに、ここに敬礼を申し上げます。私も監査役として3年目を迎え、いまだに終息が見えないコロナ禍において、仕事に、家庭に、リモート等による新しい生活スタイルが確立される中で、今後も公正な監査を行う上で、皆様方のご指導、ご協力を引き続きお願い申し上げます。

それでは、令和3年度蟹江町決算審査意見書に従いまして、まず1ページ目をご覧ください。

お手元にある資料のもの、蟹江町決算審査意見書の1ページ目で、ちょっとお開きいただ

いて。

令和4年8月25日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、西尾重義。同じく高阪康彦。

令和3年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和3年度蟹

江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出いたします。

具体的中身に入りますけれども、それではまず、お手元の資料の令和3年度蟹江町決算審査意見書に従い、審査意見を述べたいと思います。

なお、本意見書の数値は、2ページ目の目次に、表示数値以下切捨てを基本として記載されておりますので、決算額及び主要施策成果及び実績報告書等の数値とは合致しない箇所があることをご承知おきください。

それでは、意見書の3ページ目をご覧ください。

令和3年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見。

第1、審査の対象。1から7ございます。1、令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算。2、同じく令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。同じく蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算。同じく蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算。同じく蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算。6番、同じく蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算。7番、同じく蟹江町土地開発基金運用状況が審査の対象となっております。

第2としまして、審査の期間は、令和4年6月29日から令和4年7月14日までと定められております。

第3に、審査の方法としまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等を活用して、計数の正否及び予算の執行状況等について審査しました。なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ所属職員の説明を求め、審査の参考にいたしました。

第4、審査の結果としまして、審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠し調製されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められました。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

続きまして、4ページに移ります。

第5に、審査の概要といたしまして、総括として各会計間における一般会計及び特別会計予算総額は220億9,856万1,000円、これは前年度対比で10.4%減となっております。

これに対して決算額が、歳入総額は217億1,927万1,000円、歳出総額207億8,944万9,000円、歳入歳出の差し引き額は9億2,982万2,000円、翌年度繰越財源充当額としまして12万9,000円、実質収支額は9億2,969万3,000円となっております。

下のほうに、その決算総額の中で一般会計決算額と特別会計決算額が内訳として表示されておりますが、これはまた後で個別にお話しさせていただきます。

次に、各会計総額を前年度に比較する表がございますから、そちらをご覧くださいと思います。

3年度は、歳入総額は217億1,927万1,000円、2年度は241億7,582万9,000円と、前年に対して、増減額としては24億5,655万7,000円となり、前年度対比で89.8%ということで減少しております。歳出のほうにいきますと、3年度は207億8,944万9,000円、2年度は、同じく歳出総額は231億8,299万5,000円となっており、増減額といたしまして23億9,354万6,000円、前年対比89.7%となっております。

具体的に、まず一般会計のほうをご説明しますが、2のところですが、一般会計の歳入歳出決算額が、歳入総額が140億4,208万3,000円、これは予算額に対して収入率が98.3%となっております。歳出総額につきましては134億1,136万8,000円、予算額に対する執行率としましては93.9%となっております。歳入歳出の差し引き額といたしましては6億2,891万5,000円、翌年度繰越財源充当額としまして12万9,000円、実質収支額は6億2,878万6,000円であります。歳入歳出の決算状況は以下のとおりでありますから、お目通しのほうをよろしく願いいたします。

続きまして、特別会計のほうに移りたいと思いますので、同じく17ページのほうをちょっとご覧くださいと思います。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計をはじめ5会計でなっております。これらの特別会計における歳入歳出決算額は、予算現額78億1,533万8,000円、歳入総額といたしまして76億7,898万8,000円、歳出総額としまして73億7,808万1,000円、歳入歳出の差し引き額といたしまして3億90万7,000円、翌年度繰越財源充当額はありません。実質収支額は3億30万7,000円であります。

各事業会計別の決算状況は、次のページ以下で記載されておりますので、時間の関係で割愛させていただきますけれども、お目通しのほうをよろしく願いいたします。

次に、むすびとして、23ページのほうをご覧くださいでしょうか。

7、むすび。

令和3年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を表す書類について審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められた。

令和3年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入217億1,927万1,000円、歳出は207億8,944万9,000円で、前年度に比べまして歳入が24億5,655万7,000円、10.2%減少しております。歳出につきましては23億9,354万6,000円で、前年対比10.3%減少している状況でございます。歳入歳出差引額は9億2,982万2,000円となっており、その中で行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は、6億2,878万6,000円の黒字であります。

財政状況を示す財政力指数は0.87で、昨年に対しまして0.03ポイントの減少となっております。

ます。経常収支比率につきましても81.1%、実質公債費比率も4.1%など、健全財政を引き続き堅持しているものと認められます。

また、主要な財源である町税の収入未済額は7,079万5,000円となっており、昨年度に比べまして1,368万8,000円減少しております。国民健康保険税の収入未済額は9,283万5,000円となり、昨年比べて1,464万2,000円減少しています。

滞納整理事務につきましても、順調に行われておりまして、今後も引き続き税の徴収の公平性を保つためにも、税の徴収を適正に行うことを望むものであります。

町債の決算額につきましても、10億230万円、前年度対比81.2%と減少しており、自由通路等整備事業、街路整備事業、第5次蟹江町総合計画、諸施策等の遂行に必要な財源として適正に使われていると思われまます。

歳出につきましても、主要な成果である自由通路等整備事業などの大型事業が完了しまして、新型コロナウイルス感染症対策げんき商店街推進事業費補助金としてプレミアム商品券発行事業を支援し、地域経済発展及び地域経済活性化に貢献したと思われまます。

また、各施策事業としまして、まち・ひと・しごと創生事業として予算配分され、創生総合戦略の基本理念に基づき、所期の目的を達成し、的確に執行され、今後につきましても、これらの事業効果の検証を進め、次の事業につなげてほしいと思ひます。

また、国では働き方改革を進めており、職員の健康管理の面においても、時間外勤務や有給休暇の管理を的確に行うよう、職場環境の整備を行ってほしいものであります。

最後に、今後の行政サービスをより良いものにするためにも、的確な予算配分や執行を行うとともに、スピード感のある行政サービスを行うためにも、柔軟な組織編成をお願いしたいと思ひます。

続きまして、蟹江町の公営企業会計に移ります。

24ページのほうをご覧ください。

令和4年8月25日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、西尾重義。同じく監査委員、高阪康彦。

令和3年度蟹江町公営企業会計決算審査意見書の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度蟹江町公営企業会計（水道事業及び下水道事業会計）の決算及び証書類その他関係書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出いたします。

それでは、意見書の26ページをご覧ください。

令和3年度の蟹江町公営企業会計決算審査意見といたしまして、第1に、審査の対象、令和3年度蟹江町水道事業会計決算、2番といたしまして、同じく令和3年度蟹江町下水道事業決算が対象になっております。

審査の期日といたしまして、令和4年6月29日。

審査の方法といたしまして、審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着眼し、審査した。

また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め、審査しました。

その審査の結果としまして、審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、また経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと認められる。

具体的に、水道事業会計の審査概要につきましては、翌ページの27ページから38ページまでとなっておりますから、後でお目通しのほうをお願いしたいと思います。

次に、むすびとして、39ページをご覧ください。

6、むすび。

以上、令和3年度の水道事業会計決算についての審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、計画的に配水管の布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管布設替工事が施工され、安心・安全な水道水の供給が行われており、また漏水調査等を通じて、本年度の有収率は86.2%、昨年と比べて0.6ポイントの増加となっております。今後もこのような改善に努めてもらいたいと思います。

また、経営成績におきましては、収益的収支では、水道事業収益は7億6,439万5,000円で、これは税込みでございます。前年度に比べて1億29万8,000円、15.1%の増収となっております。それに対して、水道事業費用のほうにつきましては、6億5,738万6,000円、これも同じく税込みでございます。昨年と比べて387万円、0.5%の増加となっております。

経常収支につきましては1億700万9,000円の純利益となり、昨年度の1,058万円から大幅な増益となっております。その原因といたしまして、水道料金、過年度分も含めますけれども、7億76万1,000円が、前年度に比べて1億1,588万1,000円、19.8%の増収になったことが考えられます。これについては、新型コロナウイルス感染症が経済に重大な影響を及ぼしている状況を考え、令和2年度中の6カ月間、水道料金の基本料金1億3,275万1,000円を減免したことによる反動が大きいと考えられます。

水道料金の収納率につきましては86.4%で、前年度より2.6ポイントの増となっております。公平性を確保するためにも、未納者に対して電話催告やコンビニ収納等のきめ細やかな対策を取り、早期の支払いの勧奨と収納に努められ、さらなる収納率の向上に最善を尽くされたいと思います。

次に、資本的収支では、3億593万円の不足となっております。不足額を前年度資本的収支不足額3億3,304万9,000円と比較すると、2,711万9,000円、8.1%の減少となっております。

不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金1,834万4,000円、当年度分損益勘定留

保資金9,921万2,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,930万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,616万1,000円、建設改良積立金1億4,290万3,000円をもって補てんされております。

続きまして、財政状況につきましては、資産総額は47億6,268万7,000円で、昨年度に比べまして1億2,871万8,000円、プラス2.7%の増加となっており、負債総額につきましては12億6,638万6,000円で、昨年度に比べまして4,830万9,000円、3.9%の増加となっております。資本総額につきましては、34億9,630万円で、昨年度に比べまして8,040万9,000円、2.3%の増加となっており、おおむね良好であります。

最後に、水道事業の公共性に鑑み、さらなる効率的な運営と経費節減など企業努力による安定的な経営を行い、安心・安全な水道の供給という町民の期待に応えられるよう、切望するものであります。

続きまして、下水道事業会計に移りたいと思います。

次の40ページをご覧くださいませ。

下水道会計の審査概要につきましては、時間の関係でちょっと割愛させていただきますけれども、具体的な内容につきましては、41ページから51ページとなっておりますから、お目通しのほうをよろしく願いいたします。

下水道会計では、むすびの中である程度概略を申し上げたいと思います。

それでは、むすびとして、52ページをご覧くださいきたいと思います。

6、むすび。

以上、令和3年度の下水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、下水道管きょ布設工事、公共枿設置及び取付管布設工事、舗装復旧工事の施工により、下水道施設の整備拡大が図られております。

具体的な経営成績においては、収益的収支では、下水道事業収益は6億9,961万7,000円、こちらは税込みでございますけれども、に対して、下水道事業費用は5億384万7,000円となっており、収支差額としましては1億9,577万円の黒字となっております。

営業収支の実態につきましては、2億1,322万6,000円の営業損失であり、営業外収益の国庫補助金180万円、他会計補助金が2億7,513万4,000円等の補てんにより、経常利益が確保されていることを認識して、事業を行ってほしいと思います。

続きまして、資本的収支においても、資本的収入14億4,439万6,000円に対し、資本的支出のほうが15億8,516万6,000円を控除いたしますと、約1億4,076万9,000円の不足額が生じ、これの補てんとして過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,634万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額897万円、引継金1億544万9,000円で補てんされております。

続きまして、財政状況においては、資産総額は132億271万円で、負債総額124億7,181万

1,000円を控除いたしますと、資本総額は7億3,089万8,000円となり、昨年度に比べまして1億3,872万円の増加となり、おおむね良好であると言えます。財政状況につきましてはおおむね良好であるとは言えますが、あくまでも、先ほども申しましたように、現状が補助金頼みのため、より一層の効率的な事業経営を行うことを望みます。

そして、有収率につきましても90.1%と、昨年度に比較しまして0.3ポイントの減となり、下水道使用料の収納率は84.6%で、昨年度に比べまして0.2ポイントの増となり、未納者に対し、電話催告や収納方法の拡充等を進めて、さらなる収納率の向上に最善を尽くしてもらいたいと思います。

最後に、下水道事業の公共性に鑑み、さらなる効率的な事業経営を行い、町民に応えられるよう、切望するものであります。

以上をもちまして、蟹江町公営企業会計の審査意見とさせていただきます。

続きまして、蟹江町の財政健全化判断比率及び資金不足比率に移りたいと思いますので、53ページのほうをお目通しください。

令和4年8月25日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、西尾重義。同じく監査委員、高阪康彦。

令和3年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出させていただきます。

具体的には、55ページをご覧ください。

令和3年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見としまして、まず審査対象といたしまして、健全化判断比率と資金不足比率の2つが対象となっております。

まず、健全化判断比率につきましては、1から4の令和3年度における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、以上の4項目が対象となっております。

資金不足比率につきましては、令和3年度における蟹江町水道事業会計資金不足比率、同じく蟹江町下水道事業会計資金不足比率が対象となっております。

審査の期日といたしましては、令和4年7月27日です。

具体的に審査の方法にあたりましては、蟹江町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が令和3年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、併せて関係職員からの説明を聴取した上で審査を実施いたしました。

審査の結果といたしまして、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、か

つ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認められます。

続きまして、次ページ、56ページをご覧ください。

1、健全化判断比率といたしまして、まず(1)として、実質赤字比率、これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、基準といたしまして、3年度は早期健全化基準は13.73%、昨年度は13.88%、財政再生基準といたしましては、3年度は20%、これは昨年度と変わっておりません、この財政再生基準につきましては、2年度と同じ20%になってございます。

指標としまして、3年度、2年度も実質赤字比率はないものですから、このような棒表示になっております。

算出方法といたしましては、ウに載っておりますように、一般会計等の実質赤字額を分子といたしまして、分母に標準財政規模で割ったもので表しております。下のほうに、一般会計等の実質赤字額とか、標準財政規模の内訳については書いておりますから、ご参考にいただきたいと思っております。

判断といたしまして、当蟹江町といたしましては、一般会計等実質収支額は6億3,040万円の黒字であるので、3年度も実質赤字比率は計上されております。そのために、こういった棒みたいな形になっておりますけれども。

続きまして、(2)の連結実質赤字比率でございます。全会計を対象とした実質赤字(資金の不足額)の標準財政規模に対する比率でございます。基準といたしましては、早期健全化基準は、3年度は18.73%、昨年度は18.88%になっております。財政再生基準といたしましては、これは2年度、3年度も同じく30%となっております。

指標の算出方法につきましては、ウのほうに書いておりますけれども、連結実質赤字額を標準財政規模で割って算出しております。

判断としまして、当蟹江町につきましては、連結実質収支額は28億7,790万7,000円の黒字であるので、令和3年度につきましても、連結実質赤字比率は計上されております。

(3)の実質公債費比率につきましては、これは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還の標準財政規模に対する比率でございます。基準は、その中の早期健全化基準といたしましては、3年度、2年度ともに25%と変わりがありません。財政再生基準にいたしましても、昨年度と変わっておりません。35%となっております。

指標といたしまして、3年度は4.1%、2年度は3.4%になっています。

指標の算出方法は、これは3年間の平均で算出されております。こちらのほうに細かく書いてありますけれども、町債の元利償還金に準元利償還金を足したのから特定財源、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を引いたものを分子といたします。分母のほうにつきましては、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を引いたものが分母となっております。

蟹江町の判断といたしまして、実質公債費比率は4.1%で、早期健全化基準の25%を下回っております、健全な状況にあると考えられます。

続きまして、次ページの将来負担率をご覧ください。

将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）でございます。早期健全化基準といたしましては、昨年度と今年も同じく350%。

指標といたしましては、3年度は56.6%、一昨年は63%でした。

具体的に指標の算出方法といたしましては、ウのほうに書いてありますように、将来負担額から充当可能金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を引いたものが分子となっており、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を引いたものが分母として算出します。

蟹江町の判断といたしまして、令和3年度につきましては、将来負担比率は、指標にもございますように56.6%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にあると思われま。

最後に、意見といたしまして、本蟹江町の一般会計等における財政健全化判断比率は、前記のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目におきましても、早期健全化基準を満たしており、良好な状況であると認められます。

経営健全化審査意見といたしまして、資金不足比率のちょっとお話をさせていただきたいと思ひます。公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。

基準といたしまして、令和3年度、2年度も同じく20%と変わっておりません。

指標につきましては、水道事業会計、下水道事業会計も基準を満たしているということで、横棒になっていると思ひますけれども、具体的な算出方法につきましても、3番に書いてありますように、資金の不足額を事業の規模で割ったもので表します。具体的には、資金の不足額と事業の規模につきましては、下のほうに書いておりますから、ご参考にお目通しのほうをお願いいたします。

蟹江町における判断といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は、前記のとおりであり、これらの事業会計における資金不足額はなないので、資金不足比率はいずれも計上されておひません。

また、意見といたしまして、本町の公営企業における経営状況は、いずれの事業会計におひいても、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足比率も経営健全化基準を満たしており、良好な状況であると認められるものであります。

以上をもちまして、審査意見等の説明を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

(代表監査委員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までの8案件は、来る9月21日、22日の両日にかけて審査をお願いすることとし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号までの8案件は、9月21日、22日の両日に審査することに決定されました。

それでは、ここで西尾代表監査委員から退席の申し出がございましたので、これを許可いたします。どうもありがとうございました。

また、民生部次長兼保険医療課長、会計管理者の退席と消防次長兼消防総務課長、民生部次長兼子ども課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時52分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時55分)

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました同一件名で提案されております同意第2号から同意第4号までの「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の3案件、議案第44号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」及び議案第45号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」の計5案件をこの際日程に追加いたしまして、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、5案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、追加日程第28 同意第2号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、追加日程第29 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りします。

同意第3号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第30 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、追加日程第31 議案第44号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

若干ちょっとお聞きしたいんですけども、今回消防団の小型動力ポンプの購入ということで、これ1,000万円もするんですね。結構するなと思うんですけども。

前にも消防署自体の救急車からはしご車、またその更新の関係で今後の予定をいろいろ資料を出してもらったことがあるんですけども、今後この消防団の小型動力ポンプ付積載車、これの更新の今後の予定というのはほかに出てくるですかね。ちょっとその辺だけお願いいたします。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

それでは、板倉議員のご質問でございますけれども、今後の消防団のこの積載車の更新予定についてということで、お答えさせていただきます。

今後は、令和5年度、須西分団の積載車の更新、その後は令和8年度に本町北分団の積載車の更新等々、18年サイクルで更新の予定を今後も致す予定でございます。

以上です。

(「ちょっと一番最後分からなかった」の声あり)

18年サイクルでございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、追加日程第32 議案第45号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会させていただきます。

どうもご苦労さまでございました。

（午後2時01分）